

保険・年金 フォーカス

EIOPA のソルベンシー II レビュー に関する CP に対する反応 －欧州保険業界団体からの意見－

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777

中村 亮一

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1－はじめに

ソルベンシー II のレビューに関しては、欧州委員会から受けた技術的助言要求項目に対して、EIOPA（欧州保険年金監督局）が検討を行い、2017年7月4日に、「ソルベンシー II 委任規則の特定項目に関する欧州委員会への EIOPA の第 1 の助言セットに関するコンサルテーション・ペーパー」¹（以下、「今回の CP」と言う）を公表した。この点については、基礎研レポート「[EIOPA がソルベンシー II レビューに関する第 1 の助言セットについての CP を公表（1）－欧州委員会に対する助言内容－](#)」（2017.8.21）及び「[EIOPA がソルベンシー II レビューに関する第 1 の助言セットについての CP を公表（2）－政策オプションの影響評価－](#)」（2017.8.22）で報告した。

そのレポートの中で述べていたように、今回の CP に対しての関係者からのフィードバックの締切りが9月1日となっていた。欧州の保険業界団体である Insurance Europe が、9月4日に今回の CP に対する意見を公表²したので、その内容を報告する。

2－Insurance Europe の意見の概要

ここでは、Insurance Europe（保険ヨーロッパ）の意見の概要について、プレスリリース資料に基づいて報告する。

1 | 全体的な評価

全体的には、今回のソルベンシー II のレビューについて歓迎し、各種の提案において進歩があったと認めているが、レビューの目的を達成するためには、いくつかの分野で追加の作業が必要である、

¹ <https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-consults-on-its-first-set-of-advice-on-the-Solvency-II-review.aspx>
https://eiopa.europa.eu/Publications/Consultations/EIOPA-CP-17-004_Consultation_Paper_on_First_set_of_Advice_on_SII_DR_Review.pdf

² <https://www.insuranceeurope.eu/response-consultation-first-batch-eiopa-advice-solvency-ii-review>
<https://www.insuranceeurope.eu/sites/default/files/attachments/Response%20to%20first%20set%20of%20advice%20from%20EIOPA%20to%20European%20Commission%20on%20Solvency%20II%20review.pdf>

と述べている。

2 | 各項目へのコメント

簡略化された計算に関するアプローチについては、法律文に記載されている簡素化法のみが認められているという EIOPA の見解を支持しておらず、EIOPA は大量の解約リスクのレベルに対処する必要がある、としている。

標準式における外部信用評価機関 (ECAI) への依存の軽減については、EIOPA の委任規制の一部を簡略化する代替案を歓迎するが、この簡素化の使用を認めるための過度に慎重なアプローチが、実際にはそれを実行可能でなくする可能性がある、と警告した。

保証、第三者によって保証されたエクスポージャー、地域政府及び地方自治体 (RGLAs) へのエクスポージャーの取扱に関して、銀行と保険の規制の間の適格 RGLAs のリストを調和させることについては、RGLAs と中央政府間の同等性を判断するために、過度にきめ細かで堅固なアプローチを導入することになるとの注意を発している。

関連会社への**ルックスルー・アプローチ**の拡大は歓迎するが、ルックスルー・アプローチの適用を比例的な方法で確実に実施するためには、追加作業が必要である、とした。

繰延税金の損失吸収能力 (LAC DT) に関しては、現在欧州に適用されている様々な方法とその影響を報告することで、EIOPA はその任務を十分に果たしており、それ以上の行動は必要ない、としている。さらに、LAC DT のドライバーについて EIOPA が行った分析は、問題の完全な描写を提供しておらず、結論を出す際には注意が必要である、としている。

Insurance Europe のプレスリリースの内容は、以下の通りである。

ソルベンシー II レビューに関する EIOPA の第 1 の助言セットについての反応

保険ヨーロッパは、ソルベンシー II の今後のレビューに関して欧州保険年金監督局 (EIOPA) から受け取った第 1 の助言セットについての欧州委員会のコンサルテーションに答えている。

EIOPA がレビューの目標を達成するために行った進展を認めながら、保険ヨーロッパは、その目的を達成するためのレビューにおいて、いくつかの分野で追加の作業が必要であると述べた。

例えば、繰延税金の損失吸収能力 (LAC DT) に関して、保険ヨーロッパは、EIOPA は、現在欧州に適用されている様々な方法とその影響を報告することにより、その任務を十分に果たしており、それ以上の行動は必要ない、強調した。しかし、保険ヨーロッパは、LAC DT のドライバーについて EIOPA が行った分析は、問題の完全な描写を提供しておらず、結論を出す際には注意が必要であると付け加えた。

導入された簡略化されたアプローチを歓迎しながら、保険ヨーロッパは法律文に記載されている簡素化法のみが認められているという EIOPA の見解を支持していないと述べた。さらに、保険ヨーロッパは、EIOPA の意見とは対照的に、EIOPA は大量の解約リスクのレベルに対処する必要があると考えていると強調した。

保険ヨーロッパはまた、EIOPA の関連会社へのルックスルー・アプローチの拡大に関する作業を歓迎した。しかし、ルックスルー・アプローチの適用を比例的な方法で確実に実施するためには、追加作業が必要であることが推奨される。

保険ヨーロッパは、標準式の外部信用評価機関（ECAI）への依存を減らすことで、EIOPA の委任規制の一部を簡略化する代替案を見つける作業を歓迎した。しかし、保険ヨーロッパは、この簡素化の使用を認めるための過度に慎重なアプローチが、実際にはそれを実行可能でなくする可能性があることと警告した。

保険ヨーロッパは、EIOPA の提案された変更の多くをサポートしながら、保証、第三者によって保証されたエクスポージャー、地域政府及び地方自治体（RGLAs）へのエクスポージャーの取扱に関して、銀行と保険の規制の間の適格 RGLAs のリストを調和させることに注意を勧告した。これは、RGLAs と中央政府間の同等性を判断するために、過度にきめ細かで堅固なアプローチを導入することになると信じている。

3—Insurance Europe の意見の具体的内容

この章では、Insurance Europe の意見の具体的内容について報告する。**2**と重複する部分もあるが、補足説明を含めて、より詳しくその内容を報告する。

1 | 全体的な評価

保険ヨーロッパは、今回のレビューの主な目標である「保険会社の（再）保険会社に対する比例的かつ技術的に一貫した監督体制を確保し、ソルベンシー資本要件の公式を簡素化し、要件の比例的な適用を確実にすること」を支援する、としている。

全体的には、今回のソルベンシー II のレビューについて歓迎し、各種の提案において進歩があったことを認めているが、レビュープロジェクトに最適な結果を達成するためには、多くの分野で追加の作業が必要である、としている。

具体的には、以下の通り述べている。

保険ヨーロッパは、ソルベンシー II 規制の枠組みの最初のレビューを歓迎し、以下のその主な目標を支援する。

- ・（再）保険会社に対する比例的かつ技術的に一貫した監督体制を確保すること。そして
- ・ SCR 標準式の可能な簡素化を探求し、要件の比例的な適用を保証すること。

保険ヨーロッパは、EIOPA が最初の助言セットの中で概要説明された提案を通じて、これらの目標を達成するための進歩があったことを認めている。しかし、レビュープロジェクトに最適な結果を達成するためには、多くの分野で追加の作業が必要であると考えている。例えば、保険ヨーロッパは、LAC DT の分析は問題の完全な描写を提供していないと考えており、この分析から結論を引き出す際には注意が必要であると考えている。

2 | 各項目への一般的なコメント

①簡素化された計算

小規模保険会社等における計算を簡素化するためのアプローチについては歓迎しているが、実際にはより広範でより一貫して比例原則を適用できるはずであるとして、対応を詳述している多くの項目についての EIOPA の見解を支持していない。特に、大量解約のリスクチャージが非現実的に高いとの問題意識から、EIOPA はこの問題に対処すべきである、としている。

②標準式における ECAI への依存の軽減

保険会社が、内部信用評価モデルや第三者の商業的および非商業的プロバイダーの使用など、監督目的で指名された ECAI を使用する代替案について、EIOPA が調査していることを歓迎し、委任規則第 88 条の規定内で提案された簡素化を評価する、としている。ただし、この簡素化の使用を認めるための過度に慎重なアプローチは、実際にはそれを実行可能でなくする可能性がある、と警告している。

③保証、第三者によって保証されたエクスポージャー、地域政府及び地方自治体 (RGLAs) へのエクスポージャーの取扱

EIOPA によって提案された以下の変更については支持している。

- ・スプレッドと集中リスクサブモジュールにおける RLGA 保証の認識の拡大、カウンターパーティ・デフォルトリスクモジュールにおけるタイプ 2 のエクスポージャーの拡大
- ・カウンターパーティ・デフォルトリスクモジュールにおけるタイプ 2 のエクスポージャーに関する部分保証の認識
- ・ITS (適用実施基準) (EU) 2015/2011 に列挙されていない RGLA 保証及び関連する資本費用の認識

しかし、委任規則第 85 条の意図に反して、RGLAs と中央政府の間の同等性を決定するために、過度にきめ細かで堅固なアプローチを導入する可能性があるため、銀行と保険の規制の間の適格 RGLAs のリストを調和させるために取られるアプローチについて注意を払うべき、としている。

さらに、LGD³公式の変更、第 215 条 (f) の遵守からの完全な除外及び混乱を避けるために委任規則におけるリサイタル 42 の最後の文の削除、を提案している。

④リスク軽減手法

リスク軽減技術の代替頻度の制限を改善し、一時的に SCR (ソルベンシー資本要件) に違反している再保険業者が提供するリスク軽減の部分認識の要件を変更する、という提案を支持している。しかし、アドバース・デベロップメント・カバーとファイナイト再保険の認識を向上させるためには、さらなる作業が必要である、としている。

⑤ルックスルー・アプローチ：投資関連ビークル

関連会社へのルックスルー・アプローチの拡大及び「投資関連会社」の基準と定義を幅広く支持し

³ Loss Given Default : 貸出金のうち回収できず損失となる部分

ているが、ルックスルー・アプローチの適用が比例的に確実に実施されるようにするには、追加の作業が必要である、としている。

⑥会社固有のパラメータ（USP）の検討

USP の使用を強く支持しているため、EIOPA が提案したいくつかの改善にもかかわらず、委任規則で現在定義されている適用分野に関して、USP の範囲が制限されていることについての懸念を表明している。

また、EIOPA が厳しいデータ要件の緩和を拒否していることに対する懸念を表明している。

むしろ、ソルベンシー II が SME（中小規模会社）やモノライナー（単一種目営業会社）を含めた規模にかかわらず、全ての会社にワークするためには、USP の範囲を特定の分野に限定すべきではなく、生命、健康、損害カタストロフィー、さらにはオペレーショナルリスクにまで拡大すべきだ、としている。

⑦繰延税金の損失吸収能力（LAC DT）

LAC DT は、保険会社が大きな損失を被る場合に、将来の納税額を削減することで、ソルベンシー資本要件に寄与する資産を創出することができる、ことを意味しているが、この取扱については、EU 加盟国の監督当局毎に異なるものとなっている。

Insurance Europe の考えでは、欧州委員会は、EIOPA に対して、繰延税金の損失吸収能力（LAC DT）に関して、欧州全体で現在適用されている様々な方法及びその影響について報告するよう要請したのであるから、今回 EIOPA が分析を提出することにより、その任務を完全に遂行したことになり、さらなる行動は必要ない、としている。

また、LAC DT の計算に関する「ワン・サイズ・フィッツ・オール（全てに適用可能な汎用型）」という考え方は適切ではなく、LAC DT の計算の標準化は必要なく、いかなる追加のガイダンスも必要ない、としている。

Insurance Europe の意見書のうちの「一般的なコメント」の内容は、以下の通りである。

簡素化された計算 - 保険ヨーロッパは、導入された簡素化されたアプローチを歓迎しており、実際により広範でより一貫して比例原則を適用できるはずである。しかし、保険ヨーロッパは、対応を詳述している多くの項目についての EIOPA の見解を支持していない。特に、保険ヨーロッパは、EIOPA が大量解約リスクのレベルに対処する必要があると信じている。

標準式における ECAI への依存の軽減 - 保険ヨーロッパは、保険会社が、内部信用評価モデルや第三者の商業的および非商業的プロバイダーの使用など、監督目的で指名された ECAI を使用する代替案についての EIOPA の調査を歓迎する。保険ヨーロッパは、委任規則第 88 条の規定内で提案された簡素化を評価する。しかし、保険ヨーロッパは、この簡素化の使用を認めるための過度に慎重なアプローチは、実際にはそれを実行可能でなくする可能性がある、と警告している。

保証、第三者によって保証されたエクスポージャー、地域政府及び地方自治体（RGLAs）へのエクスポージャーの取扱 - 保険ヨーロッパは、以下の EIOPA の提案された変更を支持する。

- ・スプレッドと集中リスクサブモジュールにおける **RLGA** 保証の認識の拡大、カウンターパーティ・デフォルトリスクモジュールにおけるタイプ 2 のエクスポージャーの拡大
- ・カウンターパーティ・デフォルトリスクモジュールにおけるタイプ 2 のエクスポージャーに関しての部分保証の認識
- ・ITS (EU) 2015/2011 に列挙されていない **RGLA** 保証及び関連する資本費用の認識

しかし、保険ヨーロッパは、委任規則第 85 条の意図に反して、**RGLAs** と中央政府の間の同等性を決定するために、過度にきめ細かで堅固なアプローチを導入する可能性があるため、銀行と保険の規制の間の適格 **RGLAs** のリストを調和させるために取られるアプローチについて注意を払っている。さらに、保険ヨーロッパは、委任規制の条項に対する **EIOPA** の提案された変更の精神を支持している。しかし、保険ヨーロッパは、**LGD** 公式の変更、第 215 条 (f) の遵守からの完全な除外及び混乱を避けるために委任規則におけるリサイタル 42 の最後の文の削除、を提案する。

リスク軽減手法 - 保険ヨーロッパは、**EIOPA** によって提出された、リスク軽減技術の代替頻度の制限を改善し、一時的に **SCR** に違反している再保険業者が提供するリスク軽減の部分認識の要件を変更する、という提案を支持する。しかし、アドバース・デベロップメント・カバーとファイナイト再保険の認識を向上させるためには、さらなる作業が必要であると考えている。

ルックスルー・アプローチ : 投資関連ビークル - 保険ヨーロッパは、関連会社へのルックスルー・アプローチの拡大に取り組んだ **EIOPA** の作業を歓迎する。**EIOPA** によって提案された「投資関連会社」の基準と定義を幅広く支持している。しかし、ルックスルー・アプローチの適用が比例的に確実に実施されるようにするには、追加の作業が必要である。

会社固有のパラメータの検討 - 保険ヨーロッパは、ソルベンシー II がその規模 (**SMEs** (中小規模会社)、モノライナー (単一種目営業会社)) に関係なく、全ての会社にワークすることを保証するために、比例原則とともに、**USP** の使用を強く支持している。しかし、**EIOPA** が提案したいくつかの改善にもかかわらず、保険ヨーロッパは、委任規則で現在定義されている適用分野に関して、**USP** の制限された範囲を懸念している。

さらに、保険ヨーロッパは、**EIOPA** が、新しい標準化された方法の導入に反対し、非常に厳しく、それゆえ **USP** の幅広い利用には役立たない、現在のデータ要件のいかなる修正も拒否していることを懸念している。保険ヨーロッパは、現在、委任規則で定められているように、**USP** の範囲を特定の分野に限定すべきではなく、むしろ生命、健康、損害カタストロフィー、さらにはオペレーショナルリスクにまで拡大すべきだと強く信じている。ソルベンシー II 指令で認められている全ての領域への拡大は、保険ヨーロッパの見解では、ソルベンシー II が **SME** /モノライナーを含めた規模にかかわらず、全ての会社にワークするために必要なものである。

繰延税金の損失吸収能力 (LAC DT) - 保険ヨーロッパは、欧州委員会は、**EIOPA** に対して、繰延税金の損失吸収能力 (**LAC DT**) に関して、欧州全体で現在適用されている様々な方法及びその影響

について報告するよう要請した、と強調する。それゆえ、保険ヨーロッパは、分析を提出することにより、EIOPA がその任務を完全に遂行し、さらなる行動は必要ない、と信じている。

保険ヨーロッパは、LAC DT の計算に関する「ワン・サイズ・フィッツ・オール（全てに適用可能な汎用型）」という考え方は適切ではないと考えており、これは EIOPA によるデータ分析の弱い相関によって示されている。それゆえ、保険ヨーロッパの見解では、LAC DT の計算の標準化は必要なく、いかなる追加のガイダンスも必要ない。

4—まとめ

今回のレポートでは、EIOPA によるソルベンシー II のレビューに関する第 1 の助言セットについての CP に対する保険業界団体 Insurance Europe の反応を報告した。

各項目に対して、保険業界サイドからの意見が述べられているが、特に LAC DT の今後の取扱いに関しては、「標準化」に向けたさらなる検討の必要性を否定している。LAC DT は、保険会社にとって大きな意味合いを有するものであるが、各国の税制の差異や今後の収益性等に関する各社のモデリングや前提等に起因して、国別、会社毎に異なる取扱いが行われている。このことが一方では、透明性や比較可能性の欠如につながっているとも取られかねないものとなっている。こうした状況を踏まえて、今後 EIOPA がどのような対応をしていくのかは大変注目される。

いずれにしても、EIOPA は、今回の CP に対する他の関係団体からのフィードバック等も踏まえて、再検討を行い、2017 年 10 月に欧州委員会に最初の助言セットを提出する予定となっている。

EIOPA の今後の対応等については引き続き注視していくこととしたい。

以 上